

情報提供資料

平成30年10月10日(水)

日高市

総務部 総務課 人事厚生担当

TEL 042-989-2111 内線 2238

課長 相磯 剛啓

担当者職・氏名 主幹 高山 知子

市職員の懲戒処分について

1. 被処分者及び処分内容（平成30年10月10日付）

所属	職名	年齢	氏名	処分内容
教育部 生涯学習課	主査	47歳	中村 裕之	懲戒免職

2. 事件の概要

平成29年8月2日、日高市内のドラッグストアにおいて、職務上取り扱った他人名義のクレジットカードを不正に利用し、名義人になりすまして同店アルバイト店員に呈示し、歯ブラシ等4点（販売価格合計2,749円）を騙し取ったとして、平成30年8月30日に詐欺の容疑で逮捕されたものです。

また、平成29年4月28日から同年7月31日までの間、日高市内のドラッグストアにおいて、職務上取り扱った他人名義のクレジットカードを不正に利用し、名義人になりすまして店員に呈示し、飲料水等26点（販売価格合計12,705円）を騙し取ったとして、平成30年9月19日に詐欺の容疑で再逮捕されたものです。

3. 処分事由

全体の奉仕者として、法を守り、高い廉潔性を求められる市職員にふさわしくない極めて卑劣な行為であり、ひいては市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく懲戒事由として、「日高市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき処分を行いました。

4. 管理監督者の処分

当時の上司については、下記のとおり管理監督責任として、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づく懲戒事由として、「日高市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき処分を行いました。

また、福祉子ども部社会福祉課主幹については、管理監督責任として厳重注意を行いました。

職 名	処分内容
健康推進部長 (当時：社会福祉課長)	懲戒戒告